

佐賀県規則第二号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号。

以下「改正条例」という。）の施行期日（改正条例第一条中佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第四十六条の十第一項の改正規定に係るものに限る。）は、公布の日とする。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、当該各号に定める日とする。

- 一 改正条例附則第一条第二号に掲げる規定（改正条例第一条中佐賀県税条例第二十一条第一項、第五十一条の二第三項、第五十一条の三並びに第五十三条第一項及び第二項の改正規定並びに同条例附則第十二条の改正規定、改正条例第四条の規定並びに改正条例附則第二条及び第三条第四項の規定に限る。） 平成二十五年一月一日
- 二 改正条例附則第一条第三号に掲げる規定 平成二十五年四月一日